

輸入貿易管理令別表第1第1号に掲げる貨物の輸入に 関する経過措置について

輸入注意事項60第2号 (60. 1. 25)

改正①輸入注意事項12第166号 (12.12.26)

昭和60年1月24日以前に改正後の輸入貿易管理令(昭和24年政令第414号)別表第1第1号に掲げる貨物(以下「特例貨物」という。)の輸入に係る輸入承認を行ったものについては、下記により処理して下さい。

記

- 1 昭和60年1月24日以前に貨物が通関されているものについては、当該輸入承認証により決済を行うこととしますが、改正後の特例貨物として、支払いを行った場合には、当該輸入承認証の裏面に特例貨物で支払いを行った旨の書類の写しを添付のうえ、経済産業局、通商事務所又は沖縄総合事務局の輸入担当課(以下「経済産業局等」という。)へ返却して下さい。①
- 2 昭和60年1月24日以前に輸入承認証により決済をしたものについては、当該輸入承認証により貨物の通関を行うこととしますが、改正後の特例貨物として通関した場合には、当該輸入承認証の裏面に特例貨物で輸入した旨の書類の写しを添付のうえ、経済産業局等へ返却して下さい。①